

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針
～当面5年間（令和6年～令和10年）の考え方～

北海道中川郡池田町

本町の森林面積は約22,500ヘクタールで、総面積の6割を占めており、その内町有林は約3,600ヘクタール、町有林を除く一般民有林（私有林等）は約18,900ヘクタールあります。町では、50年後に池田町の森林・人・生物の全てが森林の有する多面的な機能の恩恵を受けられるようにするため、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めます。

1 森林を適正に維持・管理する

多様な森づくりを進めるため、「近自然森づくり」にかかる研修会を開催して、人材育成を図るとともに、多面的機能の発揮と持続的な素材生産を可能とする森林管理を行えるよう、低伐採率の間伐の実施を支援します。また、労働者の安全を確保するために、林業機械や労働安全装備等の導入又は更新を推進します。加えて、森林内における無秩序な路網開設を防止し、土砂流出等を防ぐために、適正な林道、作業道の開設、改良、維持補修を推進します。

2 資源を有効に活用する

人工林や天然林に関わらず、町内の森林から産出される林産物等を有効に活用できるように、多様な販路の開発・確保等に努めることとします。また、森林内の資源状況や想定される管理費用等を適切に算出するため、航空レーザ計測などの手法を用いて、森林資源等の詳細な把握に努めます。加えて、町内で生産される薪、木質ペレット及び木質チップを活用した熱等のエネルギー利用に関して検討を進めます。

3 森林・木材を知る

木に親しみを持ち、環境について考える機会を提供するために、新生児に対して「森の輪（wakko）」の配布を実施します。また、幼稚園・保育園・小学校などを対象とした森林環境教育を実施し、森林や木材に親しみ、知る機会を創出します。加えて、これまで製炭技術伝承の場として活用していた池田町炭やき伝承広場において、森林や林産物等を気軽に触れられる空間の創出に努めます。